

郵便請求の手引き

戸籍関係の証明や住民票は郵送で請求することができます。必要書類を以下の送付先へ郵送してください。

戸籍関係の証明については1を、住民票については2をご覧の上ご請求ください。

送付先

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
小樽市役所 生活環境部 戸籍住民課
電話 0134-32-4111(内線283) ・ ファクス 0134-33-4644

1. 戸籍関係の証明の請求方法について

以下①～④の4点をご郵送ください。

① 戸籍謄抄本等交付請求書

本市既定の請求書でなくとも、以下の事項を記入した用紙であれば受け付けできます。

記入事項

- ・請求する方の住所、氏名、日中連絡がとれる電話番号
- ・必要とする戸籍の本籍と筆頭者氏名
- ・必要な証明書の種類と通数
- ・必要とする戸籍の筆頭者から見た、請求する方との続柄
→記入例：筆頭者〇〇の長男△△の長女（孫と記入するのではなく、詳しく記入してください。）

② 本人確認書類の写し

本人確認および送付先が現住所であるか確認できる本人確認書類の写しを同封してください。代理人が請求する場合は委任状と代理人の本人確認書類の写しが必要です。

③ 返信用封筒

送付先を記入し、切手を貼付してください。なお、戸籍は現在の住民登録地にしか郵送できません。

④ 手数料

郵便局の定額小為替または現金書留をご利用ください。

定額小為替の有効期限は6ヶ月です。無記名でお送りください。

・戸籍謄本、抄本	1通	450円
・除籍（改製原戸籍）謄本、抄本	1通	750円
・附票	1通	300円
・身分証明書	1通	300円

※注意事項を記載しているので、次ページもご覧ください。

戸籍関係の証明を請求する上での注意事項

- ・記載されている全員分を証明する謄本と、記載されている人のうち一部を証明する抄本があります。抄本を請求する場合は、証明が必要な方の氏名を必ず記入してください。また、身分証明書を請求する場合も、どなたのものが必要か必ず記入してください。
- ・改製原戸籍や除籍を請求する場合は、「〇〇の死亡記載の戸籍」や「〇〇と△△の兄弟関係が分かる戸籍」など、どういった記載のものが必要か必ず記入してください。また、相続用などで出生から死亡までの連続した戸籍等が必要な場合もその旨を必ず記入してください。
- ・相続用の連続した戸籍（出生から死亡まで等）を請求すると、多くの場合、戸籍が複数種類出ます。かかる手数料の合計はその方の状況によって異なりますが、事前にお調べすることができないため、目安で料金をお送りください。お電話で問い合わせがあった際は、3,000円ほどご準備することを推奨しています。不足が生じた場合はご連絡して料金を追送してもらい、届き次第の発送となります。超過が生じた場合は、定額小為替にてお釣りをお返しします。また、婚姻や転籍により、市外に在籍期間がある場合は、別途該当の市町村へ戸籍をご請求ください。
- ・戸籍は直系の親族が請求できます。直系以外の方が請求する場合は委任状が必要になります。相続用など、正当な理由により直系以外の方が請求する場合は、請求理由や提出先など詳細の記入が必要となります。
- ・戸籍の附票を請求する場合は、証明が必要な住所を必ず記入してください。その住所に住んでいた時期が、当市で戸籍の附票を電算化する前（平成26年以前）の場合は、現在の戸籍の附票のほか、改製原戸籍の附票も併せて交付が必要な場合もあります。

2. 住民票の請求方法について

以下①～④の4点をご郵送ください。

① 住民票等交付請求書

本市既定の請求書でなくとも以下の事項を記入した用紙であれば受け付けできます。

記入事項

- ・請求する方の住所、氏名、日中連絡がとれる電話番号
- ・必要とする住民票の住所
- ・必要な住民票の種類と通数
- ・住民票に記載が必要な内容（世帯主氏名・本籍・備考・マイナンバー等）

② 本人確認書類の写し

本人確認書類の写しを同封してください。代理人が請求する場合は委任状と代理人の本人確認書類のコピーが必要です。

③ 返信用封筒

送付先を記入し、切手を貼付してください。

④ 手数料

郵便局の定額小為替または現金書留をご利用ください。

定額小為替の有効期限は6ヶ月です。無記名でお送りください。

- ・住民票の写し 1通 300円
- ・除かれた住民票の写し 1通 300円

住民票を請求する上での注意事項

- ・世帯全員を証明することも、世帯員のうち一部を証明することもできます。一部を請求する場合は、必要な方の氏名を明記してください。
- ・マイナンバーの記載が必要な場合は、提出先を必ず記入してください。マイナンバー記載の住民票はご本人の住民登録地へしか郵送できません。
- ・必要とする住民票と同一世帯の方以外が請求する場合は、委任状が必要となります。
- ・除かれた住民票は本人以外請求できません。本人以外の方が請求する場合は委任状が必要となります。
- ・相続用など、正当な理由により亡くなった方の除かれた住民票を請求する場合は、請求理由や提出先など詳細の記入が必要となります。亡くなった方の住民票除票に記載できる内容は、必要最低限となります。

記載したもの以外の証明が必要な場合など、ご不明点についてはお問い合わせください。

電話 0134-32-4111(内線 283) ・ ファクス 0134-33-4644

E-Mail koseki-jumin@city.otaru.lg.jp